

## 重度障害者特別給付金・無年金外国籍高齢者等福祉給付金 4月分から支給額を増額します

市では、国籍要件や海外在住により国民年金制度上受給資格期間を満たすことができなかったため無年金者になっている障害者のかたへ「芦屋市重度障害者特別給付金」、高齢者のかたへ「無年金外国籍高齢者等福祉給付金」を支給しています。

支給月は、7・10・1・4月で支給月の前月分までをご指定の口座に振り込みます。

### <重度障害者特別給付金> 月額56,000円が63,500円に

対象者は1・2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳または1級の精神障害者保健福祉手帳を持つ20歳以上で、次のいずれかに該当するかたです。

昭和57(1982)年1月1日以前に20歳であった外国籍のかたで、当時すでに障害が発生していたかた

年金受給中に障害が軽くなり受給対象から外れ、後に障害が重くなったかた

昭和61(1986)年4月1日前の海外滞在中に障害発生原因の初診日があるかた

ただし、次のかたは支給対象外です。

公的年金等(年額76万2千円以上)の受給者  
無年金外国籍高齢者等福祉給付金の受給者  
生活保護の受給者

前年の所得が制限額を超えるかた(所得制限については、お問い合わせください)

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043

### <無年金外国籍高齢者等福祉給付金> 月額25,000円が28,000円に

対象者は大正15年(1926年)4月1日以前生まれで、次のいずれかに該当するかたです。

昭和57(1982)年1月1日現在、外国人登録をし、現在も本市に登録されているかた

昭和57(1982)年1月1日以前に外国人登録をし、昭和36(1961)年4月1日以後に日本国籍を取得されたかた

日本人で長期間海外に在住し、昭和36年4月1日以後に帰国されたかた

ただし、次のかたは支給対象外です。

公的年金等(年額33万6千円以上)の受給者  
芦屋市重度障害者特別給付金の受給者  
生活保護の受給者

本人・配偶者・扶養義務者の所得が制限額を超えるかた(所得制限については、お問い合わせください)

問い合わせ  
保険年金課年金担当 ☎38-2036

## 国民年金保険料の支払いが困難な時は免除申請を

国民年金には、所得の減少や失業等で経済的に保険料を納付することが困難な場合、本人の申請によって納付が免除される場合があります。納付が困難だからといって未納のまま放置しておくと、将来の年金額が減ったり、もしもの時に年金が受けられないことがあります。

免除期間の保険料は、免除を受けてから10年以内に納めることができます。ただし、免除の承認を受けた年度の翌々年度を越えて追納する場合には、当時の保険料に政令で定める率を乗じて得た額となります。免除は本人、配偶者、世帯主の前年所得により判定されます。

**全額免除** 保険料を全額(13,300円)免除する制度。免除が承認されると3分の1の期間、年金額に反映されます

**半額免除** 保険料を半額(6,650円)免除する制度。免除が承認されると3分の2の期間、年金額に反映されます。

6月まで免除を受けていて継続を希望されるかたは、送付済のはがきで申請してください。

問い合わせ 保険年金課年金担当 ☎38-2036

## 介護保険料の決定通知書を郵送します

平成16年度介護保険料の決定通知書を、7月12日頃に発送します。

介護保険料は制度を運営する上で重要な財源です。ご理解とご協力をお願いします。

**保険料の算定** 介護保険料はご本人やご家族の所得等に応じて決定されます。

**保険料の納入** <普通徴収>...年金からの天引き以外のかたは、7月から翌年2月までの8期に分割納付。10月以降、特別徴収に切り替えとなる場合があります。

<特別徴収>...年金から天引きされるかたは、4月から仮徴収が開始されていますが、今回は平成16年度の住民税課税状況を把握した上での決定通知書をお送りします。

**保険料の減免** 所得が前年の半分以下になるなど、保険料の納付が困難なかたは減免を受けられる場合がありますので、納期限の7日前までにご相談ください。

問い合わせ 高年福祉課介護保険担当 ☎38-2046

## 保険年金課医療助成担当のお知らせ

問い合わせ 保険年金課医療助成担当 ☎38-2037

入院生活福祉給付金制度を10月1日から廃止します

福祉医療受給者のうち、乳幼児・心身障害者(児)・母子(父子)家庭等、高齢心身障害者特別医療費助成受給者の入院時食事療養費にかかる標準負担額の支給は9月診療分までとなりました。

「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します

「老人保健法医療受給者証」を持ち、次に該当するかたは入院時の医療費および食事代の負担額が減額されます。

申請には、健康保険証・老人保健法医療受給者証・印鑑(認め印)が必要です。

【市民税非課税世帯のかた】 入院時の医療費月額40,200円が24,600円に、食事代1日780円が650円に減額されます。(申請月を含む前12カ月間に入院日数が90日を越えたときは、その月の翌月の1日から食事代が500円に減額されます。申請には、上記のほか日数確認のため入院の領収証が必要です)

【市民税非課税世帯で世帯員全員の所得がないかた】 入院時の医療費月額40,200円が15,000円、食事代1日780円が300円に減額されます。

7月31日までの上記「認定証」をお持ちのかたへ

7月中に申請書をお送りします。引き続き該当しているかたは必ず更新の手続きをしてください。

老人保健の基準収入額適用申請について

現在、2割負担の「老人保健法医療受給者証」をお持ちのかたで、平成15年中の収入が、「同一世帯に70歳以上のかたが1人の場合は450万円以下、同一世帯に70歳以上のかたが2人以上の場合は合計で63.7万円以下(計算に含める収入額は、同一世帯の老人保健法による医療受給者証をお持ちのかた、各種医療保険の高齢受給者証をお持ちのかたの収入額です)」のときは、1割負担となります。申請には、加入している健康保険証・老人保健法医療受給者証・印鑑(認め印)・平成15年分の確定申告書の写しが必要です。

申請をされた翌月の1日から1割の医療受給者証を交付します。

## 国民健康保険料の料率が決まりました

問い合わせ 保険年金課保険担当 ☎38-2035

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者が保険料を負担し、必要な時に安心して医療を受けるための制度です。保険料は、医療費(一部自己負担金を除く)から、国・県の補助金および市の繰入金等を差引いた金額をもとに計算します。

国民健康保険に加入の世帯には、7月15日頃に「国民健康保険料納額通知書」を送付します。

**年間保険料** 40歳以上65歳未満の世帯は、「医療保険分」と「介護保険分」の合計額、それ以外の世帯は「医療保険分」のみが年間の保険料です。

**所得の申告** 所得税の確定申告書または市・県民税の申告書を提出されたかたは、所得の申告は不要ですが、それ以外のかたは「国民健康保険所得申告書」により所得や生活状況を申告してください。所得のないかたや少ないかたは、保険料が軽減されることがあります。

口座振替のご利用を 保険料のお支払いは、口座振替をおすすめします。口座振替依頼書は、市内の金融機関または郵便局にあります。

平成16年度の国民健康保険料料率

( )内は、平成15年度

【医療保険分】	【介護保険分】
所得割額；料率6.2%(5.5%)	所得割額；料率1.8%(1.4%)
均等割額；31,560円(28,440円)@1人	均等割額；8,280円(7,320円)@1人
平等割額；22,800円(20,760円)@1世帯	平等割額；4,560円(3,960円)@1世帯
賦課限度額；530,000円(520,000円)	賦課限度額；80,000円(70,000円)

算定基礎は、平成15年中の基準総所得金額です。

保険料は、「所得割額」と「均等割額」および「平等割額」の合計額です。

基準総所得金額とは、合計所得金額から純損失の繰越控除および市民税の基礎控除(33万円)を差し引いた額です。これ以外の所得控除は適用されません。

## ~歌でつづる~ 名曲コンサート 2004

日時 8月28日(土)午後6時開演(5時開場) 会場 ルナ・ホール  
出演 ソプラノ：芦原昌子、斉藤言子、田中希美/メゾ・ソプラノ：森池日佐子  
テノール：田原祥一郎、西垣俊朗、畑儀文/バリトン：伊藤正、藤村匡人  
ピアノ：浅井康子/マンドリン：桑井謙三/ギター：杉浦知美

プログラム 第1部「日本の思い出の歌とカンツォーネ」  
第2部「オペレッタ・オペラの名曲集」

入場料 前売3,000円 当日3,500円<全席自由>  
前売券完売の場合、当日券は発売しません。  
未就学児童の同伴・入場はご遠慮ください。

チケット発売 市民センター内グリル業平、モンテメール大薈、文化振興財団事務所、  
市役所売店、ローソンチケット、チケットぴあ

問い合わせ 文化振興財団 ☎31-4962



## ひとひとの参画メール

問い合わせ  
女性センター ☎38-2023

昭和二十年は、世界的に男女平等の機運が高まり、フランスやイタリア、ハンガリーなど十九国以上で女性に参政権が認められました。日本でもこの年の十一月に衆議院議員選挙法が改正され、それまで成人男性にしか認められていなかった選挙権(大正十四年、選挙権の納税条件を満たす成人男性にのみ選挙権が与えられた)が、女性にも認められるようになった。二十歳以上の選挙権、二十五歳以上の被選挙権が認められたことにより、翌年四月十日に実施された衆議院議員選挙には、一三七〇万人を超える女性が日本の歴史上はじめて選挙権を行使しました。この時七十九人の女性が立候補、うち三十九人が当選しています。

大正九年、平塚らいてうや市川房枝らが新婦人協会を結成し、婦人参政権獲得運動を始めてから、二十五年後のことでした。

ちなみに、この時の有権者数は女性二、一五五万人、男性一、六三三万人で、投票率はそれぞれ六六・九%、七八・五%でした。

女性と参政権